

「緊急事態宣言」延長に伴う西東京市公共施設の対応について（方針）

政府対策本部は、東京都を含む9都道府県に対し、新型インフルエンザ等特別措置法による緊急事態宣言を令和3年6月20日まで延長することを同年5月28日に決定した。

上記宣言の延長による「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和3年5月28日）」に基づき、市内公共施設の対応を下記のとおりとする。

記

1 休館等の対応期間（延長）

令和3年6月1日（火曜日）から同月20日（日曜日）までとする。

2 休館等の対応をする市内公共施設（主な施設）

(1) 引き続き全日休館とする施設

- ア アスタ市民ホール
- イ 福社会館・老人福祉センター・老人憩いの家
- ウ 公園施設（スケート広場・バーベキュー場）

(2) 引き続き夜間利用を制限する施設（収容人員 終日定員の50%以下とする。）

- ア 保谷こもれびホール（夜間区分 午後6時から10時まで 休止）
- イ コール田無（夜間区分 午後6時から10時まで 休止）
- ウ 市民交流施設（午後9時以降 休止）
- エ 住吉会館「ルピナス」（夜間区分 午後6時から10時まで 休止）

(3) 引き続き一部業務を休止する施設（貸館業務等）

- ア 田無総合福祉センター（貸館業務のみ休止）
- イ 障害者総合支援センター「フレンドリー」（貸館業務のみ休止）
- ウ 保谷障害者福祉センター（貸館業務のみ休止）
- エ 学校施設（校庭開放事業・団体利用 休止）

3 6月1日以降 利用再開する施設（収容人員 屋内施設は終日定員の50%以下とする。）

(1) 6月1日（火曜日）から

- ア 児童館・児童センター（夜間開館 午後6時から9時まで 休止）
- イ 屋内スポーツ施設（スポーツセンター等 午後9時以降休止）
- ウ 田無公民館（仮）活動室（田無総合福祉センター3階 午後9時以降休止）
- エ 西原総合教育施設
- オ 公園施設（西東京いこいの森公園セミナールーム、バラ園）

(2) 6月2日（水曜日）から

- 郷土資料室

(3) 6月4日（金曜日）から

- ア 図書館（利用方法等 制限付き開館）
- イ 公民館（柳沢・芝久保・谷戸・保谷駅前・ひばりが丘 午後9時以降休止）

4 その他

- (1) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (2) 休館中の公共施設であっても、管理事務・相談事業等は実施する。
- (3) 休館中の公共施設であっても、施設の利用予約は可能。ただし、緊急事態宣言が延長され、休館期間が延長となった際は、当該期間中の施設利用はできない。
- (4) 公共施設予約システムのロビー端末は、緊急事態宣言に伴う施設休館期間中も利用することができる（当該施設の定休日は、利用できない。）。
- (5) 上記期間中にロビー端末が使用できない施設
 - ア 障害者総合支援センター「フレンドリー」
 - イ ひばりが丘図書館
- (6) 調理室（調理利用の場合）は、終日利用不可とする。
- (7) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。